

神奈川県訪問看護推進協議会の廃止と神奈川県在宅医療推進協議会における検討事項の追加について

1 神奈川県訪問看護推進協議会の廃止について

- 神奈川県訪問看護推進協議会については、類似する構成員からなる神奈川県在宅医療推進協議会において実質的な議論が可能であることから、平成30年度より本会を休止し、同作業部会において訪問看護に関する普及啓発等の取組を行うため、継続実施する取扱いとしてきた。
- その後、平成30年度、31年度（令和元年度）に上記の体制で運用してきたが、特段の支障は見られないため、神奈川県訪問看護推進協議会（本会）を独立して併存させることなく整理が可能という結論に至った。
- このため、訪問看護推進協議会及び同作業部会のあり方を整理するため、神奈川県訪問看護推進協議会委員に対して以下の協議内容について書面会議を行った。

- (1) 神奈川県訪問看護推進協議会を廃止し、訪問看護に関する今後の協議検討は、神奈川県在宅医療推進協議会において行う。
- (2) 訪問看護推進協議会作業部会は、神奈川県在宅医療推進協議会の部会として位置づけを変更し、存続する。
- (3) 上記の見直しに伴う設置要綱等の見直しや委員の選任については、神奈川県在宅医療推進協議会において、審議のうえ決定することとする。

- 書面協議の結果、神奈川県訪問看護推進協議会委員（19名）の3分の2（13名）以上から回答があり、県から提案した見直し案が了承された。

2 神奈川県在宅医療推進協議会における検討事項の追加について

- 前項を踏まえ、神奈川県在宅医療推進協議会において、次のことを改めてお諮りし承認をいただきたい。
 - (1) 神奈川県在宅医療推進協議会において訪問看護に関する普及啓発等の取組を協議すること。
 - (2) 神奈川県訪問看護推進協議会作業部会を、神奈川県在宅医療推進協議会に訪問看護部会として位置づけ、同要綱を改正すること。
 - (3) 前項に伴い、神奈川県在宅医療推進協議会に訪問看護部会設置要綱を制定すること。
- なお、神奈川県在宅医療推進協議会の委員については、原則として現行のとおりとしたい。